

審 査 基 準

平成15年12月 1日作成

法 令 名： 古物営業法
根 拠 条 項： 第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要： 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）： 佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 40日
申 請 先： 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 （電話0952-24-1111 内 3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考： 令和元年10月15日改訂